

00597

鳥取縣公報

縣令

昭和十六年十二月五日
第一千二百九十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第六十九號

實業學校修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年十二月五日

實業學校修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件

第一條 昭和十六年文部省令第七十九號第二條第三號ノ規定ニ依
リ左ニ掲グル實業學校ノ修業年限ハ昭和十六年度ニ於テハ其ノ
年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

- 一 鳥取縣立倉吉農學校
- 二 鳥取縣立日野農林學校
- 三 鳥取縣立米子工業學校
(第二本科ヲ除ク)
- 四 鳥取縣立鳥取工業學校
(第二本科ヲ除ク)

鳥取縣知事

入 田 三 郎

五 鳥取縣立鳥取商業學校

六 鳥取縣立倉吉商業學校

七 鳥取縣立米子商蠶學校

第二條 前條各號ノ學校ノ本年度卒業者ハ昭和十六年十二月ニ繰
上卒業セシム

第三條 卒業期ノ繰上ニヨル教授時數ノ不足ハ每週教授時數ヲ四
十二時迄學校長ニ於テ適宜增加シ各學科内容ノ重點的取扱ニ依
リ専門學科目、實驗及實習ニ重點ヲ置キ教授時數ノ著シキ減少
ヲ來サザルヤウ措置スベシ

第四條 第一條各號ノ學校ノ本年度卒業者ノ納ムル昭和十六年十

二月分授業料ハ當該學校ノ一月分授業料ノ四倍ノ額トス
 第五條 前條ニ規定シタル事項ノ外授業料徴收方法ニ關シテハ總
 テ從前ノ例ニ依ル

第六條 第一條各號ノ學校ノ卒業者ニシテ上級學校進學志望者
 (學校長ヨリ上級學校入學推薦書ノ交付ヲ受ケタル者)ニ對シ

臨時補習科ヲ當該學校ニ設置ス
 前項臨時補習科ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム
 附 則
 本令ハ昭和十六年十月十六日ヨリ之ヲ施行ス

告示

鳥取縣告示第九百三十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ
 組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣釣具商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ釣具ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

釣 具 (兵庫縣産モノ)

種 別	品 種	規 格	單 位	小賣業者最高販賣價格
手 玉	針金環付	八 寸	一 枚	四七
同	同	九 寸	同	五四
同	同	尺 二 寸	同	六一
同	同	尺 二 寸	同	七四
金 色 線	鋼 鐵	五 間	一 袋	四〇
同	金 屬 製	高 一 寸 五 分 長 三 寸	一 本	〇七
餌 箱	杉 製	同	一 箇	二〇
同	檜 製	同	同	三四
同	骨 製	同	同	一四
鉄 調節糸卷	鐵 製	二 寸	同	四一
同	同	二 寸 五 分	同	四七
同	同	三 寸	同	五四
同	同	三 寸	同	五四
同	金 屬 製	三 寸	同	三四
同	同	二 寸	同	二四

本表價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十二月五日

四 認可ニ付シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第九百三十六號

昭和十六年十二月三日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 組合ノ名稱 大御門村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 入頭郡大御門村大字殿五百一番地
- 三 組合ノ地區 入頭郡大御門村

◇鳥取縣告示第九百三十七號

青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ認定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習部

◇鳥取縣告示第九百三十八號

兵役法施行令第三十四條第二項ノ規定ニ依リ左ノ學校ノ課程ヲ青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣河北農業學校

◇鳥取縣告示第九百三十九號

米子市西伯郡畜産組合ニ對シ米子常設家畜市場業務規程中餘子分場開催日設定變更認可シタルニ依リ市場法第七條ニ依ル賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市場名 開催地 取扱家畜 開催日 禁止區域

米子常設家畜市場餘子分場 西伯郡餘子村大字竹内字大畑 牛 馬 毎月十一日、二十一日 西伯郡一圓

◇鳥取縣告示第九百四十號

貸金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ昭和十五年八月二日鳥取縣告示第六百五號製材業協定賃金(米子市西伯郡適用)ハ昭和十六年十二月五日廢止ノ件認可ス

昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第九百四十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル酒米證印米ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十四年十二月鳥取縣告示第七百八十七號ハ之ヲ廢止ス
昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
酒米證印米最高販賣價格 (一俵又ハ一呎當)

銘 柄	單位	一等	二等	三等	四等 (豫備等級)	等外
大粒證印ヲ押捺シタルモノ	容量検査米 (正味四斗)	一八、九五	一八、七五	一八、五五	一八、三五	一八、二五
同	重量検査米 (正味六〇疋)	一八、七五	一八、六〇	一八、四五	一八、三五	一八、三〇
大粒證印ヲ押捺セザルモノ	容量検査米 (正味四斗)	一八、五八	一八、三八	一八、一八	一七、九八	一七、八八
同	重量検査米 (正味六〇疋)	一八、三八	一八、二三	一八、〇八	一七、九八	一七、九三

一 本表ニ掲グル價格ハ穀物検査ニ合格シタル二重俵入、三本繩複式編俵入 (各繩二廻五箇所縱繩一筋以上四方掛又ハ二筋二方掛以上) 又ハ呎入 (橫繩縱繩各二廻二箇所以上) ノモノノ本縣ニ於ケルレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス
穀物検査ニ合格シタル一重俵入 (橫繩二廻五箇所縱繩一筋以上四方掛又ハ二筋二方掛以上) ノモノノレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ最高販賣價格ハ本表ノ價格ヨリ一俵 (呎) 當三十二錢ヲ控除シタル額トス
穀物検査ニ合格シタル前二項ニ掲グル以外ノモノノレール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ノ最高販賣價格ハ前二項ノ價格ヨリ一俵 (呎) 當左ノ金額ヲ控除シタル額トス
俵入ノモノニシテ縱繩一筋二方掛ノモノ 四錢
俵入ノモノニシテ縱繩ヲ省略シタルモノ 八錢
呎入ノモノニシテ縱繩ヲ省略シタルモノ一箇所ニ付 二錢

俵入又ハ呎入ニシテ縱繩ヲ省略シタルモノ一箇所ニ付 二錢

- 米穀ノ販賣ヲ業務ト爲ス者 (生産者ノ団体ヲ含ム) 以外ノ者ガ本縣産米ヲ本縣内ニ於テ販賣スル場合 (レール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ヲ除ク) ニ於ケル最高販賣價格ハ一、ニ掲グル價格ヨリ一俵 (呎) 當二十四錢ヲ控除シタル額トス
- 米穀ノ販賣ヲ業務ト爲ス者 (生産者ノ団体ヲ含ム) ガ本縣産米ヲ本縣内ニ於テ販賣スル場合 (レール渡、船側渡又ハ之ニ準ズル場合ヲ除ク) ニ於ケル最高販賣價格ハ二、ニ掲グル價格ニ一俵 (呎) 當八錢ノ手數料ヲ加算シタル額トス
- 四等 (豫備等級) ヲ増置シタル場合ノ等外ノ最高販賣價格ハ本表等外ノ價格ヨリ容量検査米ニ在リテハ四斗ニ付、重量検査米ニ在リテハ六〇疋ニ付各十錢ヲ控除シタル額トス

鳥取縣告示第九百四十二號

昭和十三年十一月鳥取縣告示第六百八十七號鳥取縣農產物検査所規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年十二月五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 第二條中 「出張所及派出所」ヲ「支所、出張所及派出所」ニ改ム
- 第三條中 「農產物生産検査員」ヲ削除ス
- 第八條中 「及農產物生産検査員」ヲ削除ス

彙

報

00604

庶民生活強化運動!!

方面委員が運動の中心となり

各種團體の積極的援助を求む

(社會課)

今や世局の變轉は頗る急にして國運隆替の由つて岐れんとする
 とき、隣保相扶の醇風を振起して苟くも國民をして一人と雖も其
 の所を得ざる者なからしむるやう庶民生活を強化刷新し、相率
 て巨道の實踐に邁進し、以て重大時艱に資するは刻下の要務であ
 る。よつて財團法人全日本方面委員聯盟主唱、大政黨贊會鳥取縣
 支部後援の下に、鳥取縣・鳥取縣方面委員聯盟が共同主催し、各
 市町村及び方面委員を施行主体として十二月二十日より二十六日
 まで(但し鳥取市・米子市は十二月十日より二十六日まで)を運
 動期間とし「庶民生活強化運動」を實施することとなり、隣保相扶
 精神の高揚、庶民生活の合理化、庶民生活に對する支援、方面事
 業後援等並に厚生福祉施設の整備擴充を運動目標として一大運

動を展開することとなつた。

その實踐方法としては、市町村に於ては方面委員が本運動の中
 心となり、一定の綜合的實踐計畫を樹立し、これに基いて實施に
 當ることとして、町内會・部落會・隣組の幹部、社會事業團體、教
 化團體、婦人團體、青少年團體、宗教團體等の積極的協力を求め
 て實施するものであつて、市町村及び方面委員に於ける實踐要目
 は次の通りである。

(一) 趣旨の宣傳に關する事項

イ 本運動實施につき特に市町村常會及び町内會・部落會・隣組等
 の常會に於て、方面委員其他適當なる關係者より本運動の趣
 旨を述べ、其の協力方につき懇談をなすこと。
 ロ 學校・會社・工場・寺院・教會等に於て本運動に關する講話をな
 すこと。

ハ 講演會・映畫會・懇話會等の開催、各種會合の利用をなすこと
 ニ 本運動の文字を書入れ、或は之に適當なる標語を加へたるポ
 スター・ビラ・立看板等を作製掲出すること。

(二) 庶民生活の合理化に關する事項

イ 共同勞作・共同炊事・共同購入等の共同施設を圖り、生活共同

化を促進すること。

ロ 貯蓄の勵行を圖ること。

ハ 廢品の活用を獎勵すること。

ニ 醫療の普及と保全に努むること。

ホ 冠婚葬祭其他年末年始等に於ける虚禮虚飾の廢止勵行方に
 つき特別なる措置を講じ、生活の改善刷新に意を用ふること。
 (其の他庶民の生活を戰時下に即應せしむべく、生活設計に必
 要なる各般の指導的措置を講ずること。

(三) 庶民生活の支援に關する事項

イ 一般要扶掖者、軍人家族遺族並に時局の影響を蒙りたる中小
 商工業者に對し、其の生活を保護する爲に必要な物的精神的支
 援をなすこと。

ロ 生活支援は歲末に於ける一時的給與のみならず、事情に應じ
 生業維持轉業等の爲必要な金品の支援をなすこと。

ハ 生活支援は恩惠的施與的に流れず、飽く迄も隣保相扶の醇風
 に基く國民的支援を以て之を實施し、其の對象の自立向上への
 氣魄を振起するやう適切なる精神的支援補導をなすこと。

ニ 事變下に生起しつゝある各種社會的疾患病(例の要保護青少年
 の増加、乳幼児の休位並に榮養の低下等)を、隣保共同にて出

來得る限り防止措置を講ずること。

ホ 各種の救護施設に保護を受けつゝある者に對し、適當なる方
 法に依り慰問慰藉の方途を講ずること。

(四) 厚生福利施設の整備擴充に關する事項

イ 既存の各種厚生福利施設の機能を最高度に發揮するやう、こ
 れが周知を圖り且利用を獎勵する爲適切なる方途を講ずること
 ロ 庶民生活の強化に資する爲、本運動の實施に依り造成したる
 資金の一部を以て方面事業後援團體及び各種厚生福利施設の整
 備擴充を促進すること。

(五) 資金の造成及び支途に關する事項

イ 歲末義金の募集 縣より送付の歲末義金袋を各戸に配布し義
 金の募集を行ふこと。但し左の事項に留意すること。

1 募集義金は各市町村に於て十二月二十四日迄に開封集計し
 其の三割は縣方面委員聯盟事業資金として寄附送付のこと。
 2 募集義金の七割は前記(三)(四)項により適當に之を活用するこ
 と。

ロ 映畫會、演藝會等を催し、其の収益金を支援資金に充つること。

ハ 婦人團體等の協力に依り各戸より不用品廢品等の提供を受け
 即賣會を催し、其の収益金を充つること。なほ、歲末義金袋は

00605

00606

十二月十日までに縣から市町村に送付するが、これは本運動實施と同時に各戸に配付し、開封集計した袋は扱者の印を押して寄贈者に返付し、又、本運動實施狀況は明年一月十五日までに實踐行事狀況、募集義金總額、寄贈人員、寄贈金品の給與狀況將來の希望事項等を縣社會課長宛報告することになつてゐる。但し舊曆により本運動を實施する場合に於ては、終了後十五日以内に報告するのである。

滿洲開拓地の實際

要轉業者は奮つて滿洲へ

(社會課)

前稿に於て要轉業者と滿洲開拓民について述べたが、要轉業者の大陸歸農開拓民送出計畫は、現在のところ昭和十五・六兩年度に於て五千戸と豫定せられ、それ以上は必要に應じて追加せられることになつてゐる。

一体にまだ、滿洲といへば廣漠たる未開の天地で寒氣酷烈、普通人の生活は極めて困難な處のやうに思はれてゐるやうであるが廣漠たる天地は事實だが決して生活困難な處では無い。左に開拓地の實情について大体を記すこととする。

一 氣候・土地 一番暑い時期には七月末で攝氏三十二度

(華氏九十度)以上に昇ることもあり、日光は強いが空氣は爽涼で日本の夏より凌ぎやすく、冬は一月中旬頃の夜は零下三十五・六度にも降ることもあるが、日中は晴天が続いて防寒服を着て居れば屋外で働くに差支へない。

雪は少く、殊に三寒四温といつて二・三日寒さが續けばその後三・四日は割合に暖いといふ工合で案外凌ぎ易いのである。又夏は高い氣温と長い日照時間のために四月から十月位までの間に各種の作物は非常な速さで生長し、雨期は六・七・八月であつて、十月以後は乾燥期になるから、作物や收穫物の脱穀調整に極めて好都合である。

土質は一般に肥沃で、特に磷酸加里が豊富である。場所によると今後十年位は無肥料でも各種の作物を穫ることが出来る位である。

二 農耕畜産その他 滿洲は畑作が主であつて、大小麥類、大豆、高粱、粟、玉蜀黍等の普通作物や大麻、青麻、葉煙草在、向日葵、甜菜等の特別作物、その他殆ど凡ゆる蔬菜を栽培して居る。水稻は水利の便がある所であれば殆ど全滿で作ることが出来る。

畜産も非常に適して居り、又加工場を設けて精穀、製粉、味噌

00607

醬油の醸造、畜産加工もしてゐる。

農閑期の副業としては伐木、運材、薪炭製造、ホームスパン、馬車輸送等の仕事がある。

三 共同産業施設

開拓團には各種の共同施設を作り、内地の産業組合に似た組織で行つて居る。

四 經營入植

後五ヶ年位は開拓團建設といふ大事業がある爲、農業も生活も最初は團全体の共同でやり、次に部落經營に移り、次いで個人經營に移るのである。

五 開拓地の生活

自給自足の生活である。食物は入植當初は別としてその後は若干の副食物・調味料の外は大体自分の所で作ったもので充分である。主食物は白米・小麥等、衣服は特に必要なものは防寒服であるが、これも將來は自家で作つた羊毛皮を用ひて作ることが出来る。

住宅は入植當時は共同宿舎に入るが、追々個人住宅を建て、行く。温突ベーチカ等の設備、厚い壁の小住宅(十五―二十坪)の建物であるから冬は暖くて夏は涼しいのである。

子供の教育は小學校が建てられて、内地と變らぬ義務教育を受けることが出来る。病院も建設されて醫者が派遣され、開拓民の診療や衛生の世話もすることになつてゐる。神社も寺も建立され内地そのまゝの生活が出来ると同時に、つまらぬ見榮や交際に煩

はされることもなし、又仕事も互に助け合ふ相愛相助の理想的な新農村生活を築き上げて行くことが出来るのである。

年末賞與國債支給運動

(振興課)

緊迫した國際情勢に對處するため、國債の圓滑な消化をなすことは現下喫緊の要務であるばかりでなく、購買力の急速なる吸収といふ點からいつても給與の源泉に於て高度の貯蓄を實行せしめることは目下の急務である。よつて本年末賞與の支給に當つて廣くこれが實行を求めて、國債の直接消化を圖ると共に所期の目的達成に邁進せしめることとし、その支給標準を次の如く定めて國債、貯蓄債券又は報國債券(特別報國債券を除く)を以てその支給を行ふこととなつた。

賞與額(期末手當臨時手當を含む) 國債、貯蓄債券、報國債券支給割合

- 百圓以下 賞與額の二割相當額以上
- 二百五十圓以下 同 一割五分相當額以上
- 五百圓以下 同 二割相當額以上
- 千圓以下 同 二割五分相當額以上

五千圓以下 同 三割五分相當額以上
 五千圓ヲ超ユルモノ 同 四割五分相當額以上

右の支給割合は最低限度を示すものであつて、受給者各自の扶養家族の有無その他を斟酌してこれを引上げることとし、且つ割當額は賣出價額によつて計算される。

しかして其の實施に當つては官公署、會社、工場、鑛山、各種團體等に對して、代表者の會合を求め、或は貯蓄實踐強調運動等の利用によつて廣く一般關係者にも呼掛けて實行を求めらるる向になつてゐるが、從來の實績に徴して實行不充分と認められる向に對しては個別的にその原因を検討して標準以上の實行を見るやう指導すると共に、無料保管制度の利用等による換貨防止の措置等がとられる筈である。尙事務所、工場等に於て支給すべき國債、債券は本社に於て一括入手することを避け、各事務所、工場等毎に最寄りの郵便局又は日本勸業銀行等と聯絡して所要證券を購入せしめることになつてゐる。

兵器獻納資源回收 運動 贖出金報告

金額	町村名
一金八圓五拾八錢	日野郡二部村
一金貳拾七圓四拾參錢	日野郡河原町
一金參圓五拾貳錢	日野郡八郷村
一金貳圓四拾五錢	日野郡神奈川村
一金參圓六拾九錢	日野郡八上村
一金拾五圓九拾七錢	西伯郡宇田川村
一金拾八圓貳拾五錢	氣高郡逢坂村
一金貳拾參圓八拾八錢	氣高郡末恒村
一金貳拾圓貳拾錢	東伯郡赤碕町
一金九拾八錢	西伯郡逢坂村
一金參圓參拾錢	東伯郡上郷村
一金拾參圓參拾參錢	西伯郡夜見村
一金拾七圓五拾壹錢	入頭郡賀茂村
一金拾六圓貳拾壹錢	入頭郡丹比村
一金拾八圓四拾貳錢	岩美郡蒲生村
一金八圓八拾八錢	西伯郡彦名村
一金貳拾壹圓五拾五錢	西伯郡法勝寺村
一金七拾五圓	氣高郡中郷村
	東伯郡西郷村

行旅死亡人

- 一 氏名、族籍、生年月日、男女ノ別
男子ニシテ年齢百十六歳ト自稱セル外全然不明
- 二 本籍、住所 大阪者ナリト稱スル外住所不定
- 三 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相
丈五尺位中肉顔丸ク色白ク齒ハ殆ソト脱落、磯田留市ト記セル杖ヲ所持ス
- 四 本籍地又ハ住所、發途ノ原因年月日
遍路トナリテ諸國巡歴ヲ志シ旅ニ出タルモノト相像スル外不明
- 五 着衣、所持品又ハ遺留品
黒ノ新毛斯ノ單衣ニ白天笠ノ下着ヲ着シ所持金六圓十二錢黒毛斯羽織一枚其ノ他雜品
- 六 救護又ハ取扱シタル年月日、日時
昭和十六年五月三十日正午頃五條町大字新町吉田常次郎方ニ入り來リ宿泊午後四時頃餓湯ニ至リ入浴中卒倒
- 七 其ノ他必要ナル事項
卒倒後收容ト同時ニ醫師ヲ招キ注射、投藥ヲナシ二名ノ看護人ヲ附シ看護セシメタルガ三十一日午後〇時死亡シタルヲ以テ規定時間經過ヲ待テ五條町共同墓地ニ假埋葬ニ附ス
右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

行旅死亡人

- 一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別
推定年齢五十歳位ノ男 以下不詳
- 二 本籍、住所 不詳

行旅死亡人

- 一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別
推定年齢四十歳ノ男 以下不詳
- 二 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相貌
身長約五尺三寸 其他不明腐爛
- 三 着衣、所持品又ハ遺留品
黒チヨツキニ白色ト見分ケ難キ汚レタルジヤンパー着シ編ズボン旭日印地下足袋(十文三分)ヲ穿ス
- 四 救護又ハ取扱シタル年月日
昭和十六年六月十七日午前八時發死体ヲ受取り午後六時假埋葬ニ附ス死後八ヶ月經過セル腐爛体ナリ
右心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 氏名、族籍、職業、生年月日、男女ノ別
男 伊藤喜太郎 (但檢視後判明セルモノニシテ不確定) 五十四歳位
 - 二 本人タルヲ認識スベキ必要ナル事項
小体ノ男ニシテ物質ヒ委ヲナシ着物等相當古ビテアリ顔全体ガ稍少サキ方ナリ
 - 三 遺留品
眞入一個、物貫用ノ腕一個、巻脚 一組
 - 四 行旅中ハ寄捨等ニ依リ生計シアリシ模様ニテ勞働等ナシ得ルトハ思ハレズ
 - 五 其ノ他必要ナル事項
約半ヶ月以前ヨリ高田町大道旅宿屋ニ宿泊毎日物質ヒニ出歩キオリタルトノコトナリ
- 右ハ昭和十六年二月二十七日午前一時頃北葛城郡瀬南村大字南郷百二十番地ニ於テ心臟痲痺ノタメ病死セシモ本籍住所不明ニ付檢視後土葬ニ付ス
- 右心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 氏名、族籍、生年月日、男女ノ別
推定六十五、六歳ノ男 以下不詳
 - 二 本人タルヲ認識シ得ベキ必要ナル事項及相貌
丈五尺四寸位頭髮五分刈、鼻高ク肩薄シ水落ノ處ニ一寸位ノ古傷跡アリ
 - 三 着衣並ニ携帶品
黒味アル縞セルノ單衣縦縞ネル腰巻、ラクダ色ノメリヤスシヤツ、茶ノ中折帽、黒鼻緒柳下駄銘仙縦縞裏茶縞木綿羽織黒ノ胸緒
- 右ハ昭和十六年五月八日生駒郡平城村中山島ノ奥松林内ニ於テ縊死セル前記氏名不詳ノ男發見郡山警察署ノ檢視ヲ受ケ平城村中山共同墓地ニ假埋葬ニ付ス
- 右心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

正 誤

昭和十六年十二月二日鳥取縣令第六十八號中一頁二行目「改正ス」ハ「定ム」ノ誤リ

昭和十六年十二月五日印刷
昭和十六年十二月五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所